富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例

令和2年10月12日現在

背景

平成3年、総合的な環境管理の在り方をまとめ、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定しました。

この際、富士山麓の特性を踏まえ、地下水量の変化、治水安全度、生態系の変化、大気への影響、景観の5項目、特に治水安全度の面から森林伐開を伴う開発の上限を250haと定めました。

令和元年度調査において航空写真から算出した結果、再造林中の森林も含まれてしまいますが、計画策定時点から最大 285ha の森林が減少していることがわかりました。また、現在も毎年数 ha の森林が林業以外の用途にて伐開されていることから、そう遠くない将来に取り返しのつかない段階に達する恐れが強くあります。

このため、森林伐採を伴う開発の適正化を目指し、森林喪失影響評価を義務付ける条例を制定しました。 本条例は、令和2年10月5日に成立し、令和3年4月1日の施行となっています。



条例概要

(1) 対象区域

主要地方道富士・富士宮・由比線かつ東名高速道路の北側の都市計画区域を予定しています。

(2) 対象となる事業(§7(1))

対象区域において、森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる森林(いわゆる<u>5条森林</u>)を<u>森林以外の用途に供</u>する事業が対象です。

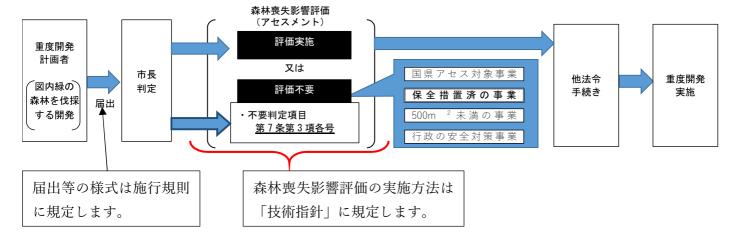
本条例において「重度開発」といいます。

(3) 届出(§7(2))

重度開発の事業実施者と土地所有者等が連名で 重度開発届出を提出します。

影響評価の実施についての判定結果が出るまで 最大 60 日、影響評価を行う場合は調査期間がかか りますので、届出はできる限り早く提出してくださ い。

(4) 手続きの流れ



- (5) 市長が森林喪失影響評価を不要と判定できる事業 (§7(3)①~⑤)
 - ①法・県条例の環境影響評価を実施する事業
 - ②必要な規模の保全措置を実施した事業
 - ③過去 5年間に近接する土地で重度開発が行われていない伐採面積 500m²未満の事業
 - ④国・県・市が安全確保のため実施する事業
 - ⑤その他緊急性が高いと市長が認める事業

(6) 条例の対象事業について

個別の事業が条例の対象かの判断については、下記問い合わせ先までご相談ください。

ア 工場の立地

条例適用



ただし、本規制地域は、調整 区域のため、本条例とは関係 なく、原則として工場は建設 できません。

イ 太陽光発電・資材置き場

条例適用

(非工作物)

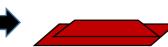


ウ 土砂埋立事業

要相談







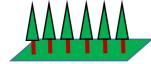




※森林法の解釈により5条森林から外れる場合は条例の対象となりますので、林政課へご相談ください。

エ 皆伐及び植林(林業)

対象外











(7) 施行までのスケジュール

令和2年10月	11月 ~ 令和3年1月	2月	3 月
5日 条例成立 環境審議会諮問 (技術指針)	技術指針策定部会	技術指針策定部会施行規則 公告予定	環境審議会 答申 技術指針 公告予定

お問い合わせ

富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に関すること

富士市役所 環境部 環境総務課 環境政策担当

電話:55-2902 電子メール:ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp